

2012・1・24 開会

第1回 町議会臨時会

平成24年第1回町議会臨時会が、
1月24日に開かれ、議案2件について審議しました。

あなたのお店や会社をご紹介します！

広報「おしゃまんべ」に 広告を掲載しませんか？

広報「おしゃまんべ」では、有料広告の掲載を募集しています。

広報紙は長万部町内の全世帯に配布されますので、宣伝効果が期待できます。

1ヶ月（1回）の掲載料は下記のとおりで、連続掲載や、指定月の掲載も可能です！

掲載をご希望される方は、お気軽にご相談ください！

- 掲載料は、4.5cm× 8.8cmで1回2,500円
4.5cm× 17.8cmで1回5,000円

お問い合わせ先

総務課企画グループ ☎2-2450 まで

◆ 一般会計補正予算
(第十一号)
平成二十三年年度一般会計補正
予算に歳入歳出それぞれ九

千八百万二千円が追加され、
予算総額四十五億五百八十七
万六千円となりました。
補正のおもなものは、歳入
に農林水産業費道補助金、財
政調整基金繰入金の追加など、
歳出は、アイヌ農林漁業対策
事業費、水産業施設災害復旧
費などの追加です。

◆ 国民健康保険特別会計補正
予算 (第四号)

平成二十三年年度国民健康保
険特別会計の歳入歳出それぞ
れ二百万円が追加され、予算
総額十億八千九百九十八万円
となりました。

児童扶養手当制度に該当していませんか

・ 児童扶養手当制度とは…

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

・ 受給者資格

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）を監護している父または母や、父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

なお、児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級相当）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父母とも不明である児童

・ 次のような場合は、手当を受けることができません 児童が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金を受けるとき
- ③ 父または母に支給される公的年金の加算対象になっているとき
- ④ 労働基準法等の規定による遺族補償を受けるとき
- ⑤ 児童福祉施設等または里親に委託されているとき
- ⑥ 父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父または母が重度の障がいにある場合を除く）

父母または養育者が

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 公的年金を受けるとき（国民年金法による老齢福祉年金を除く）
- ③ 平成15年4月1日の時点で、離婚等による支給事由が発生してから5年を経過しているとき

この制度に該当されると思われる方は、認定の請求を行ってください。

お問い合わせ先 町民健康課町民窓口グループ ☎2-2453